

市外業者等を対象とする建設工事入札への電子入札導入について

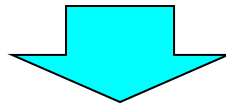
本市では平成25年度から市内業者を対象とした工事の一般競争入札（総合評価方式含む）を対象に電子入札を導入しておりますが、これまで5年間、安定して運用でき正確性等の効果も確認できたことから、順次拡大を行ってきました。

平成31年4月から、以下のとおり郵便入札に替えて電子入札を導入します。

1. 電子入札の範囲

【平成31年1月時点】

区分	対象業種	入札区分	参加条件区分
工事	土木・建築・とび土工・解体・電気・管 ほ装・塗装・防水・造園・水道施設	一般競争入札 指名競争入札	市内及び 準市内業者 (市外業者除く)



【平成31年4月から】

区分	対象業種	入札区分	参加条件区分
工事	土木・建築・とび土工・解体・電気・管 ほ装・塗装・防水・造園・ 機械器具設置 水道施設	一般競争入札 指名競争入札	全ての業者 (市外業者含む)

2. 開始時期

平成31年4月1日以降に公告または指名通知を行う案件から実施